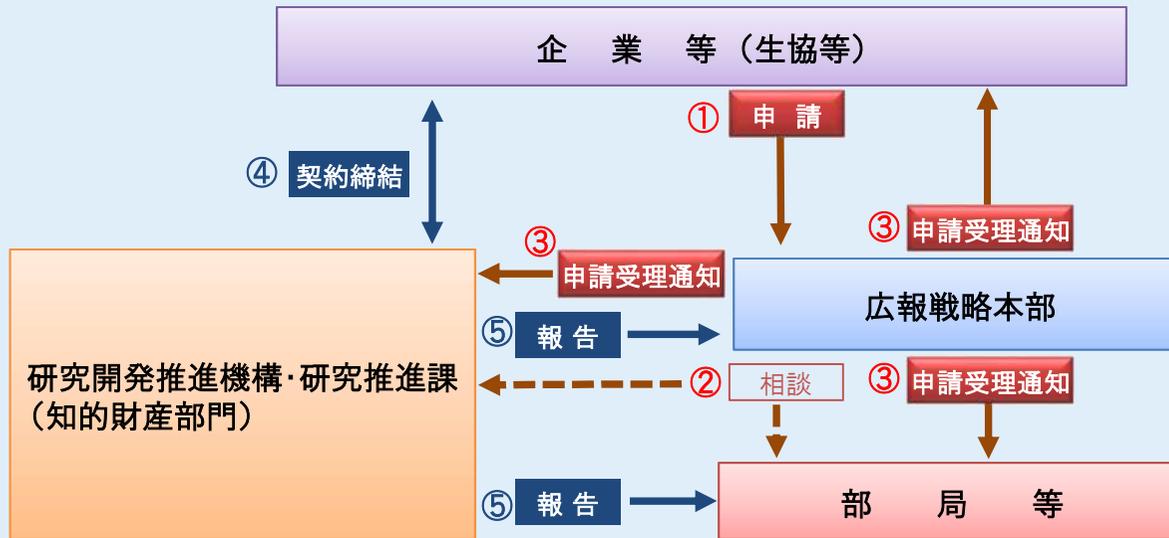


# 商標(ロゴマーク等)及び大学名称の商用利用の流れ

## 企業等からの商用利用申請から許可までの流れ



項番	出願/審決/登録番号	商標(検定用)	区分	出願人	出願日	登録日	イメージ	ステータス
1	登録4892302	N U	16 25 41	国立大学法人 長崎大学	2005/03/28	2005/09/02		存続 - 登録 - 継続
2	登録4892988		16 25 41	国立大学法人 長崎大学	2005/03/28	2005/09/09		存続 - 登録 - 継続
3	登録4909859	S大学@N U	41	国立大学法人 長崎大学	2005/03/28	2005/11/18		存続 - 登録 - 継続
4	登録5574178		41	国立大学法人 長崎大学	2012/10/17	2013/04/12		存続 - 登録 - 継続
5	登録5638973		41	国立大学法人 長崎大学	2013/07/25	2013/12/20		存続 - 登録 - 継続
6	登録5729996	NAGASAKI UNIVERSITY HOSPITAL@SINCE 1861	44	国立大学法人 長崎大学	2014/08/05	2014/12/26		存続 - 登録 - 継続
7	登録5730003	ハイブリッド医療人	41	国立大学法人 長崎大学	2014/08/06	2014/12/26		存続 - 登録 - 継続
8	登録5730004	SME@Medical-Engineering\HYBRID PROFESSIONAL	41	国立大学法人 長崎大学	2014/08/06	2014/12/26		存続 - 登録 - 継続

長崎大学登録商標

部局管理商標

## 概要

### 【商用利用申請】

- ① 企業等が大学(部局等含む。)名称及びロゴマーク等を利用することを希望する場合は、広報戦略本部へ商用利用の申請
- ② 広報戦略本部は、商用利用申請について研究開発推進機構(部局等が関与している場合は部局等にも相談)に使用の可否について相談
- ③ 広報戦略本部は②の相談を参考に、受け付けた商用利用申請について学長の承認を得た後、企業等及び研究推進課並びに部局等へ申請受理の通知

### 【契約締結】

- ④ 研究推進課は知的財産部門と連携し、企業等と契約交渉を行い、契約を締結
- ⑤ 研究推進課は契約の締結が終了した旨を広報戦略本部及び部局等へ報告

## 判断基準等

- 大学の品位を損なうもの
- 品位を損なう使用法
- 他者の権利の侵害
- 大学の関与の有無
- 大学が製造物責任法による責任を負う表示となっていないか
- その他不適切なものはないか